

申請から支援開始までの流れ

相談の申し込み

入試・広報課／各担任／健康管理室他各担当課へ
相談の申し込み 配慮申請書を提出します。



面談

指定する相談担当者、申請書に記載された内容をもとに具体的な状況や希望する配慮について確認します。



支援内容の決定

障害等のある学生支援会議において、申請された配慮等について具体的に検討の上、支援内容を決定します。



関係者へ周知

申請者と合意確認の上、配慮等を行う関係者に決定した支援内容について周知をします。



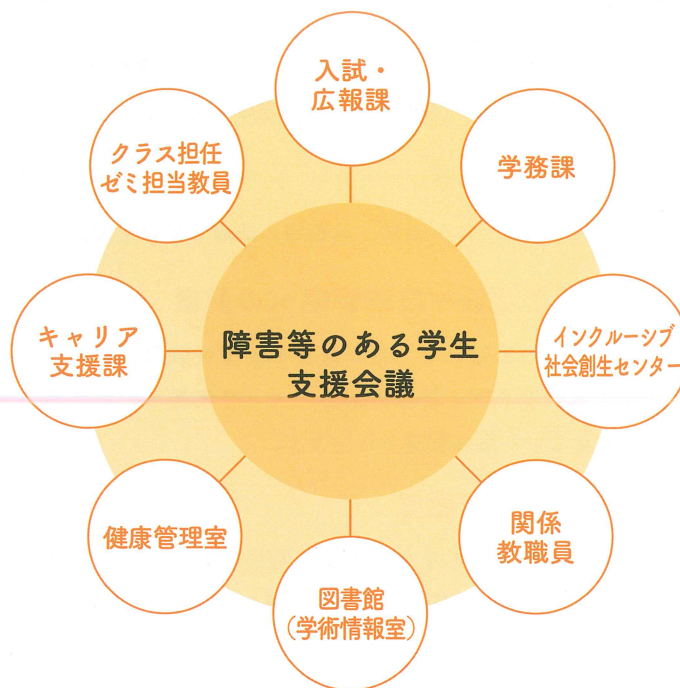
支援の開始

合意内容に基づき、支援を行います。必要に応じて状況の変化、支援の成果、内容等について見直します。

障害等により学生生活に不安がある場合の主な相談窓口

- クラス担任／ゼミ担当教員
- 入試・広報課 043(239)2600
- 学務課（学生係） 043(239)2601
- キャリア支援課 043(233)9080
- 健康管理室 043(239)2653

健康管理室（学生相談室）では学生生活全般の相談を受け付けています。専門のカウンセラーに相談できます。（要予約）



障害等のある 学生支援ガイド



植草学園大学

障害等のある学生と合理的配慮

障害等のある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するための必要かつ適当な変更・調整を行います。本学において教育を受ける上で状況に応じて個別に必要なものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとします。なお、教育目標、評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は含まれません。

「障害等のある学生」とは

本学への入学希望者及び、学生（科目等履修生・聴講生、委託研究生等を含む）のうち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に継続的に相当な制限を受ける状態にある者、その他、例えば戸籍上の性と異なる性自認のある者など、障害等のある学生支援会議において、本学において学習や生活をする上で、配慮が必要と認められた者をさします。

合理的配慮の対象とする範囲

本学における学生の活動（授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項）を対象とします。学内外のフィールドワークや免許・資格取得の一環として行われる各実習等も含めます。

困難さに対する配慮の観点

情報の保障

視覚資料の音声化等、音声情報の視覚化等、緊急放送等の仲介、諸手続きについてのわかりやすい説明、学内のバリアフリー状況の明示等を行います。

コミュニケーションの配慮

聞き取りや発語等に困難のある場合、また、少人数や集団で行う演習やグループ学習・活動において困難のある学生のためのコミュニケーション上の配慮を行います。

教材の配慮

シラバスや教科書等へのアクセス、教材の事前提示・拡大提示、板書の撮影等学習への配慮を行います。

実習等の配慮

実技、実験、学外活動、実習等の配慮を行います。

公平な試験や成績評価への配慮

試験時の情報保障、時間延長や別室受験等、教育目標の達成度を測る評価方法の工夫（評価基準の変更等は含まない）等の配慮を行います。

災害時等の配慮

災害時における学生の状態や特性等を考慮した危機の予測、避難方法等における配慮を行います。

その他

履修登録や課題レポート作成計画への支援、就職活動への支援、学生生活や学修を不安なく行えるための配慮等を行います。

キャンパス・ライフを通じた支援

01 受験までの支援（入試・広報課等）

オープンキャンパスや学校説明会、入試前の相談等において本人又は保護者から相談を受け、可能な配慮を行います。入学試験にあたっては、受験上の配慮申請書及び根拠資料の提出を受け、具体的な配慮について検討の上、決定します。

02 学生生活における支援

入学試験出願時だけでなく、入学手続き後入学まで、入学後、いずれの時期でも随時、必要を感じた際に、担任やゼミナール担当教員、健康管理室や各業務担当課等を通じて修学上の配慮申請をすることができず。その後、状況を確認の上、連携を図りながら配慮内容を検討していきます。検討にあたり、必要に応じ高等学校等、関係機関等とも連携を図る場合があります。配慮事項が決定した後は、学内で共有していきます。（配慮の例：座席、情報保障、課題等の対応、事務や施設利用に関する支援等）
※配慮の運用については、適宜、見直しを図ります。

03 就職活動への支援

本人の状況や希望を踏まえ、キャリア支援課と連携を図り、適切な進路選択ができるよう相談・支援を行います。